

工場立地法に基づく 工場の設立、増設の手続きのご案内

工場立地法は、工場立地が近隣環境の保全を図り、適正に行われることを目的とした法律です。一定規模以上の工場を新設、変更する場合には、工場立地法に基づく届出をお願いします。

対象となる工場

次の両方に該当する場合

①対象業種

製造業・ガス・熱供給業者 ※水力、地熱及び太陽光発電所を除く

②対象面積

敷地面積 9,000 m²以上

又は 建築面積 3,000 m²以上 ※生産施設以外の建物を含む

立地に係る主な規制

生産施設の面積率

30～65%以下 ※業種によって異なります。

緑地の面積率

10%以上※

環境施設（緑地含む）面積率

15%以上※

※環境施設とは、緑地、噴水、広場、屋外運動場、企業博物館、太陽光発電施設など。

※昭和49年6月28日以前にすでに立地した工場には緩和措置があります。

※令和元年10月1日より「高森町工場立地法の緑地面積率等に関する準則を定める条例」が施行され、高森町独自の面積率となっています。

届出方法

- ・対象工場を新設、変更等する場合は、着工前90日前までに届け出をお願いします。
- ・申請書の取得は町ホームページ又は役場産業課窓口よりお願いします

届出・問い合わせ先

高森町役場 産業課 産業立地係

〒399-3193 長野県下伊那郡高森町下市田 2183-1 電話：0265-35-9405

高森町ホームページ URL <http://www.town.nagano-takamori.lg.jp>

トップページ⇒産業・事業者⇒商工業⇒産業振興⇒専用ページ



高森町キャラクター
柿丸くん

立地に係る規制



- ①対象規模の基準となる建築面積は、生産施設以外の建物を含みます。
- ②生産施設の面積は、30～65%以下の建築面積率となります。業種によって面積が異なるので、下記表から確認をお願いします。
- ③緑地面積は敷地面積の20%以上を確保する必要があります。
- ④環境施設とは、下記のような周辺地域の環境の保持に寄与するように管理されるものです。
- ・ 噴水、水流、池その他の修景施設
 - ・ 屋内運動施設
 - ・ 屋外運動場
 - ・ 雨水浸透施設
 - ・ 広場
 - ・ 太陽光発電施設
 - ・ 教養文化施設

業種による生産施設面積の規制

業種の分類	敷地面積に対する生産施設の面積の割合
下記以外の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65%
化学肥料製造業のうち、アンモニア製造業及び尿素製造業、石油製造業、コークス製造業並びにボイラ。原動機製造業	30%
伸鉄業	40%
窯業、土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろく鉄器製造業、七宝製品製造業及びび人造宝石製造業を除く。）	45%
鋼管製造業及び電気供給業	50%
でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55%
石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	60%